

## 目 次

平成 26 年度大好きいばらき就職面接会 (前期) 参加者募集! . . . . .	1
平成 26 年度労働政策課主要事業の概要 . . . . .	2
平成 26 年度職業能力開発課主要事業の概要 . . . . .	3
平成 26 年度茨城労働局労働行政運営方針 . . . . .	4
労働保険年度更新申告書受理相談会/地域雇用奨励金について . . . . .	5
全国安全週間実施要項/平成 25 年度労働災害発生状況 . . . . .	6
熱中症を防ごう/産業保険活動総合支援事業のご案内 . . . . .	7
平成 26 年 7 月 1 日より改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます . . . . .	8
雇用保険制度が拡充されました . . . . .	9
「平成 27 年 3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる . . . . .	9
「若者応援宣言」をしませんか? . . . . .	10
労働委員会の窓から . . . . .	10
いばらきステップアップオフィスについて . . . . .	12
仕事と生活の調和推進計画・奨励金について/子育てママ再就職支援事業のご案内 . . . . .	13

～茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

# 平成26年度 大好きいばらき就職面接会(前期) 参加者募集!

参加費無料  
事前申込不要

【対象者】平成 27 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者  
 【参加予定事業所数】水戸会場 90 社・土浦会場 60 社  
 【開催日・場所】

履歴書を複数持参して下さい

	水 戸 会 場	土 浦 会 場
開 催 日	6 月 1 8 日 (水曜日)	6 月 2 5 日 (水曜日)
場 所	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1-6-1 (水戸駅より徒歩 3 分)	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町 2-24 (土浦駅より徒歩 12 分)

※詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rosei/h26daisuki/index.html>

【お問い合わせ】茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室 TEL 029-301-3645

# 平成26年度労働政策課主要事業の概要

## 1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸1-7-41(祝日・年末年始は休業)

○就職支援(平日9:00-20:00, 土日9:00-17:00)

TEL 029-300-1916 ※職業紹介は  
029-300-1715 平日9:00-16:00のみ

○労働相談(平日9:00-20:00, 土日10:00-16:00)

TEL 029-233-1560

○生活支援(月・水・金10:00-16:00)

TEL 029-232-1245

## 2 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき就職面接会」を開催します(前期・後期ともに2会場で実施予定)。

## 3 大卒等未就職者人材育成事業

大学等を卒業後、未就職となっている若者等の早期就職を図るため、ビジネスマナーなど必要な基礎研修や企業での実務研修を実施することにより、仕事に関する知識・技能の取得と正規雇用化を支援します。

## 4 子育てママ再就職支援事業

出産・育児を理由に離職した女性が、再就職のために受講する民間教育訓練講座の受講経費の一部を助成します(助成率:1/2 限度額:10万円)。

## 5 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

## 6 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9,10月)5会場、後期(2月)4会場で実施予定です。

## 7 市町村等緊急雇用創出事業

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、市町村に補助金を交付して被災者の雇用の場の確保など地域の実情に応じた事業を推進し、雇用・就業機会の創出を図ります。

### (1) 震災等緊急雇用対応事業

被災求職者に対する雇用創出事業や雇用機会を提供した上で地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつける事業を実施します。

### (2) 地域人づくり事業

若者や女性、高齢者等の失業者に対して雇用機会を提供した上で地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業や生産性の向上、販路拡大等の事業者の取組を支援し在職者の賃上げ等の処遇改善を図る事業を実施します。

## 8 事業復興型雇用創出事業

被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、雇用に係る費用の一部を事業主に助成します。

## 9 処遇改善プロセス支援事業

県内企業等における生産性の向上や販路拡大等の取組を通じて売上や利益の増大を図り、賃上げ等の従業員の処遇改善を図る取組を幅広く支援します。

## 10 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

### (1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額50万円, 利率1.2%)。

### (2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額100万円, 利率1.7%)。

## 11 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします(貸付限度額100万円, 利率1.5%)。

※10・11の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

## 12 仕事と生活の調和推進事業

労働者が、仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて次の取組を促進・支援します。

### (1) 住民の理解や合意形成促進

「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」や、機運醸成を図る為のシンポジウムの開催や、研修会等の講師としてアドバイザーを派遣します。

### (2) 中小企業経営者等の取組促進

「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進するとともに、アドバイザーによる中小企業への普及・啓発を行います。

また、事業所の取組や先進事例等の紹介、事業者・勤労者・県民等との情報交換等を気軽に行える場としてフェイスブックに専用ホームページ「いばらきワーク・ライフ・バランス倶楽部」を開設・運営します。

### (3) 「仕事と生活の調和支援奨励金」の支給

育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定の期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して支給します。  
※支給額:1人目30万円, 2人目10万円

### 【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL: 029-301-3640

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rosei/>

# 平成26年度職業能力開発課主要事業の概要

県立産業技術短期大学校において、高度で実践的なIT関連技術者の育成を図るとともに、県立産業技術専門学院（6学院：水戸、日立、鹿島、土浦、筑西、古河）において、「新規学卒者訓練」、「離職者等訓練」、「在職者訓練」の各種職業訓練を実施します。

## 1 新規学卒者訓練事業

中学校及び高等学校の新規学卒者等を対象に、職業に必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 産業技術短期大学校  
情報システム科、情報処理科の2コース  
(定員：80名、訓練期間：2年)
- (2) 産業技術専門学院  
自動車整備科、電気工事科、金属加工科、機械システム科等延べ17コース  
(定員：485名、訓練期間：1～2年)

## 2 離職者等訓練事業

離職者等の再就職を促進するため、公共職業安定所との連携を図りながら再就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（各産業技術専門学院で実施）  
建築科、パソコンCAD科、溶接科 6コース  
(定員：80名、訓練期間：6ヶ月～1年)
- (2) 委託訓練（専門学校等へ委託）  
OAシステム科、介護福祉科、介護サービス科、医療事務科等 100コース  
(定員：1,756名、訓練期間：1週間程度～2年)  
【定員内訳】
  - ・緊急雇用対策訓練 (定員 1,756名)

## 3 在職者訓練事業

中小企業の従業員等を対象とし、職務に必要な知識や技能の習得、資格取得のため、概ね2～5日間程度の訓練を行います。

95コース（技能向上、IT、オーダーメイド）、定員1,395名

【内訳】

- ・技能向上コース 53コース、定員885名
- ・ITコース 17コース、定員220名
- ・オーダーメイドコース 25コース、定員290名

## 4 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業  
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
  - ・総合実務科（定員：20名、訓練期間：6ヶ月）
- (2) 障害者委託訓練事業  
専門学校、社会福祉法人、企業等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
  - ・知識・技能習得訓練コース  
(定員：10名、訓練期間：3ヶ月)
  - ・実践能力習得訓練コース  
(定員：1名～、訓練期間：1ヶ月)

## 5 デュアルシステム事業

学校卒業後未就職でいる方やフリーター等を対象に、教育訓練と企業での実習を組み合わせた訓練を行い、若年職業人材の育成と就職促進を図ります。

- ・専門学校等に委託し、OAシステム科、医療事務科等7コースを実施。

(定員：140名、訓練期間：4ヶ月)

## 6 いばらき名匠塾事業

ものづくりマイスター等の優れた技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- ・講座内容：旋盤コース、溶接コース、電子機器組立コースなど
- ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者（概ね20歳代から30歳代）
- ・定員等：各コース5名以内（各産業技術専門学院でコース実施）  
総定員30名

## 7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。

- ・名称：茨城県職業人材育成センター
- ・所在地：水戸市水府町864-4
- ・用途：技能検定会場、県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練、研修室の貸出し等

## 8 ものづくり振興・人材育成事業

ものづくりマイスターの認定等を行うとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

※ ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

### 【お問い合わせ】

茨城県商工労働部職業能力開発課  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
TEL：029-301-3653  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shokuno/shokuno.htm>

# 平成 26 年度茨城労働局労働行政運営方針

平成 26 年度において、茨城労働局では、震災からの復興支援対策のほか、各行政課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

## ■東日本大震災からの復興支援

- ①被災地の本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援
- ②東日本大震災の影響による失業者の雇用機会創出への支援
- ③職業訓練の推進等
- ④東京電力福島第一原子力発電所及び他の原子力施設における放射線障害防止等対策
- ⑤除染等業務、特定線量下業務及び除染廃棄物等処分業務の従事者の放射線障害防止対策の徹底
- ⑥復旧・復興工事災害防止対策の徹底

## ■総合労働行政機関として推進する重点施策

- ①広報を通じた行政展開の推進
- ②総合労働セミナーの開催
- ③労働法制の普及
- ④労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施
- ⑤各分野の連携した対策の推進

## ■労働基準行政の重点施策

- ①労働条件の確保・改善対策
- ②最低賃金制度の適切な運営
- ③適正な労働条件の整備
- ④労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
- ⑤労災補償対策の推進
- ⑥労働基準監督署の業務の適切な運営、各種権限の公正かつ齊一的な行使

## ■職業安定行政の重点施策

- ①職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- ②地方自治体との連携による就職支援
- ③民間を活用した就職支援等
- ④失業なき労働移動の実現
- ⑤成長分野等での雇用創出、人材育成の推進
- ⑥重層的なセーフティネットの構築
- ⑦多様な働き方の実現
- ⑧雇用管理指導援助業務の推進
- ⑨若者の雇用対策の推進
- ⑩高齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現
- ⑪障害者等の雇用対策の推進
- ⑫非正規雇用対策の推進
- ⑬子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進

## ⑭外国人の雇用対策の推進

- ⑮特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
- ⑯構造的に雇用情勢の悪化している地域に対する雇用対策
- ⑰民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- ⑱雇用保険制度の安定的運営
- ⑲ハローワークシステムにおける適切な個人情報の管理の徹底
- ⑳雇用促進税制の推進
- ㉑ハローワークにおいて提供するサービスの積極的な外部発信とハローワークのサービス改善・向上

## ■職業能力開発行政の重点施策

- ①地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援
- ②ジョブ・カード制度の推進
- ③労働者・企業の職業能力開発への支援
- ④ニートの若者等の職業的自立支援
- ⑤キャリア・コンサルティングの普及促進
- ⑥障害者の職業能力開発の推進

## ■雇用均等行政の重点施策

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- ②職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- ③パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

## ■労働保険適用徴収業務等の重点施策

- ①労働保険料等の適正徴収等
- ②労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ③年度更新の円滑な実施
- ④労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るための指導等
- ⑤雇用保険料率の周知徹底

## ■個別労働関係紛争の解決の促進

- ①総合労働相談コーナーの機能強化
- ②効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- ③関係機関・団体との連携強化

\* 各施策の詳細につきましては、  
茨城労働局 水戸市宮町 1-8-31  
TEL 029-224-6211  
までお問い合わせください。

## 労働保険の年度更新手続きはお早めに

< 受理相談会を開催いたします >

労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続は、平成26年6月1日から7月10日までが申告期間となります。送付されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続をお願いいたします。

初めて年度更新手続をされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方等のために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンターも開設しますので、お気軽にご利用下さい。

### 平成26年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署 別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室 A41(水戸市水府町 864-4)
	7月8日(火)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
	7月9日(水)	10:00~16:00	大子町立中央公民館第1研修室(久慈郡大子町池田 2669)
	7月10日(木)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
日 立	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 1階会議室 (日立市幸町 2-9-4)
	7月10日(木)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 会議室 (高萩市本町 4-8-5)
土 浦	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	10:00~16:00	ワークヒル土浦(土浦市勤労者福祉センター)研修室1 (土浦市木田余東台 4-1-1)
	7月10日(木)	10:00~16:00	小美玉市四季文化館(みの~れ) 風のホール(小美玉市部室 1069)
筑 西	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室 (筑西市下中山 581-2)
古 河	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室 (古河市東 3-7-32)
常 総	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室 (常総市水海道淵頭町 3114-4)
龍ヶ崎	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室 (龍ヶ崎市川原代町 4-6336-1)
鹿 嶋	7月8日(火)・9日(水)・10日(木)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室 (鹿嶋市宮中 1995-1)

- ・年度更新関係業務の一部を外部委託しています。
- ・平成26年4月1日より一般拠出金率が改正されました。

お問合せ先は、茨城労働局労働保険徴収室 (029-224-6213)

または最寄りの労働基準監督署まで

(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 地域雇用開発奨励金について

雇用機会が特に不足している地域として、平成26年4月1日より平成29年3月31日の期間において、高萩市及び北茨城市が「同意雇用開発促進地域」に、平成26年4月1日より平成27年3月31日の期間において、常陸太田市のうち旧金砂郷町・旧水府村・旧里美村の地域、常陸大宮市のうち旧御前山村・旧山方町・旧美和村の地域、城里町のうち旧七会村の地域並びに大子町が「過疎等雇用改善地域」に指定されました。

これらの地域内において、事業所の設置・整備を行い、ハローワーク等の紹介により地域の求職者を雇入れ、雇用を維持している事業主に対して、事業所の設置・整備に要した費用及び雇入れた人数に応じて、50万円から800万円までの地域雇用開発奨励金が支給されます。

この地域雇用開発奨励金の支給を受けるためには、事業所の設置・整備を行う前に茨城労働局へ計画届を提出する必要があるとともに、要した費用として認められないものや雇入れた求職者の範囲等、様々な支給要件があります。

お問い合わせ先

茨城労働局職業安定部職業対策課

TEL 029-224-6219

## 平成26年度全国安全週間

～みんなでつなぎ <sup>たか</sup>高まる意識 <sup>いしき</sup>達成しよう <sup>たっせい</sup>ゼロ災害 <sup>さいがい</sup>～

### 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

労働災害を防止するためには、トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

このような観点から、平成26年度の全国安全週間は、「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」をスローガンとして展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとします。

### 期 間

平成26年7月1日から7月7日（準備期間：平成26年6月1日から6月30日）

## 平成25年 茨城県内の労働災害発生状況

～死傷災害は6.8%減、死亡災害は5名減～

業 種 別	休業4日以上		死亡者数		増減	
	24年	25年	24年	25年	休業	死亡
計	2,957	2,757	40	35	-200	-5
製造業	873	790	7	7	-83	0
食料品	272	230	0	0	-42	0
化学	70	60	2	2	-10	0
金属製品	159	165	2	1	6	-1
建設業	438	358	11	12	-80	1
土木	109	101	7	4	-8	-3
建築	241	176	2	5	-65	3
その他	88	81	2	3	-7	1
運輸交通業	379	427	8	4	48	-4
道路貨物運送業	327	371	7	4	44	-3
貨物取扱業	33	31	0	0	-2	0
農林業	54	41	2	1	-13	-1
畜産水産業	147	126	2	0	-21	-2
商業	358	346	6	8	-12	2
小売業	283	272	6	7	-11	1
社会福祉施設	118	109	0	0	-9	0
その他	557	529	4	3	-28	-1

(注) 1. 休業4日以上の死傷災害は、労働者死傷病報告より作成したもの。

2. 死亡災害は、死亡災害報告より作成したもの。

3. 休業4日以上の死傷災害は、死亡災害を含む。

## 職場における熱中症予防対策の重点事項

職場での熱中症予防対策については、「職場における熱中症の予防について」(以下、「基本対策」という。)により示しているところですが、熱中症による死亡者の発生状況を踏まえ、業種として建設業及び建設現場に付随して行う警備業並びに製造業においては、基本的対策のうち、特に下記の事項について、一層の取組みをいただくようお願いいたします。

### (1)建設業等での熱中症予防対策の重点事項

建設業等では、次の4項目を最重点事項として、熱中症予防対策に取り組んでください。

- ア 事前にWBGT予報値、熱中症情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、単独作業を行わないようにするとともに、連続作業時間を短縮し、長目の休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行うこと。作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合には、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること。
- イ 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。
- エ 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

### (2)製造業での熱中症予防対策の重点事項

次の2項目を最重点事項として、熱中症予防対策に取り組んでください。

- ア 事前にWBGT予報値、熱中症情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。
- イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

## 産業保健活動総合支援事業のご案内

厚生労働省では、平成26年4月から産業保健を支援する3つの事業(地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元化して、地域の医師会などの協力のもと、労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談など、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

茨城労働局管内の事業の実施体制は以下のとおりです。

### 茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル8階  
TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335

#### 水戸地域産業保健センター

〒310-0852 水戸市笠原町993-17  
TEL 029-305-9911  
FAX 029-305-9910  
対象地域：水戸市、ひたちなか市、那珂市、  
笠間市、茨城町、大洗町、城里町、  
東海村

#### 茨城県西地域産業保健センター

〒308-0841 筑西市二木成827-1  
TEL 0296-25-3334  
FAX 0296-24-1570  
対象地域：筑西市、結城市、下妻市、  
桜川市、八千代町

#### 常総地域産業保健センター

〒303-0005 常総市水海道森下町4434-2  
TEL 0297-22-2421  
FAX 0297-22-2431  
対象地域：常総市、坂東市、守谷市、  
つくばみらい市

#### 茨城県北地域産業保健センター

〒316-0004 日立市東多賀町5-1-1  
TEL 0294-33-0058  
FAX 0294-36-3508  
対象地域：日立市、高萩市、北茨城市

#### 古河地域産業保健センター

〒306-0025 古河市原町8-20  
TEL 0280-23-0333  
FAX 0280-23-0333  
対象地域：古河市、五霞町、境町

#### 茨城県南地域産業保健センター

〒302-0032 取手市野々井1926  
TEL 0297-79-1066  
FAX 0297-79-1068  
対象地域：龍ヶ崎市、取手市、牛久市、  
稲敷市、美浦村、河内町、利根町

#### 土浦地域産業保健センター

〒300-0052 土浦市東真鍋町2-5  
TEL 029-825-2911  
FAX 029-825-2912  
対象地域：土浦市、石岡市、つくば市、  
かすみがうら市、小美玉市、  
阿見町

#### 太田地域産業保健センター

〒313-0061 常陸太田市中城町3210  
TEL 0294-70-1155  
FAX 0294-73-0768  
対象地域：常陸太田市、常陸大宮市、  
大子町

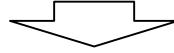
#### 鹿行地域産業保健センター

〒314-0031 鹿嶋市宮中1998-2  
TEL 0299-90-3440  
FAX 0299-90-3441  
対象地域：鹿嶋市、潮来市、神栖市、  
行方市、銚田市

## 平成26年7月1日より 改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます。

### 男女雇用機会均等法で禁止されている間接差別の対象範囲が拡大します。

・間接差別とは、男女の性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるもので合理的理由がなく講ずることをいいます。



今回、厚生労働省令で定める間接差別の3つの措置のうち下記の措置が改正になりました。

**改正後** ※すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは「間接差別」として禁止される。

**改正前** 総合職の労働者を募集・採用する際に合理的な理由なく転勤要件を設けることは禁止される。

〈禁止される措置の例〉・労働者の募集にあたって長期間にわたり、転居に伴う転勤の実態がないにもかかわらず全国転勤を要件にしている。

### 職場におけるセクシャルハラスメント対策の指針をより分かりやすくします。

- ① 職場におけるセクシャルハラスメントには、同性に対するもの含まれます。
- ② セクシャルハラスメントの発生原因や背景は、性別による役割分担意識に基づく言動があると考えられる為、このような言動をなくしていくことがセクシャルハラスメント防止を高める上では重要です。
- ③ セクシャルハラスメントの相談対応は、現実に発生している場合だけでなく、**放置すれば、就業環境を害するおそれがある場合や性別役割分担意識に基づく言動が原因となってセクシャルハラスメントが生じるおそれがある場合など幅広く相談に応じる必要**があります。
- ④ セクシャルハラスメントが発生した後の被害者への具体的対応例の追加として**被害者の労働条件面での不利益の回復や管理監督者や産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応**が考えられます。

#### 【問い合わせ先】

茨城労働局雇用均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 電話 029-224-6288

## 雇用保険制度が拡充されました！

### 1. 育児休業給付金の充実【平成26年4月1日施行】

- ① 平成26年4月1日以降に開始する育児休業から育児休業給付金の支給割合を上げます。(休業開始前賃金の50%を休業開始後180日に限り67%へアップ。)

### 2. 教育訓練給付の充実及び教育訓練支援給付金の創設【平成26年10月1日施行】

- ① 専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受講した場合に、給付を上げます。(受講費用の2割を4~6割にアップ、別に上限額あり。)
- ② 教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者が、上記の教育訓練を受講する場合に、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を給付します。

### 3. その他

#### ① 就業促進手当(再就職手当)の拡充【平成26年4月1日施行】

早期に再就職をし、再就職手当(一時金として支給)を受給した者を対象に、6カ月間職場に定着した場合に就業促進定着手当を給付します。

#### ② 平成25年度末までの暫定措置を延長【いずれも3年間の延長】

解雇・雇止め等による離職者の給付日数を延長する個別延長給付と、雇止め等の離職者(特定理由離職者)を解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を延長します。

※各給付金等には、一定の条件があります。詳細についてはハローワークへお問い合わせください。



## 「平成27年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！

平成26年4月24日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

平成27年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み 及び受理	安定所において6月20日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日 以降)	安定所において6月20日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日 以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日 以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※採用選考にあたって、事業主の皆さまにおかれましては次のことに配慮をお願いします。

- ①出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるようにすること。
- ②男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるようにすること。

### 若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

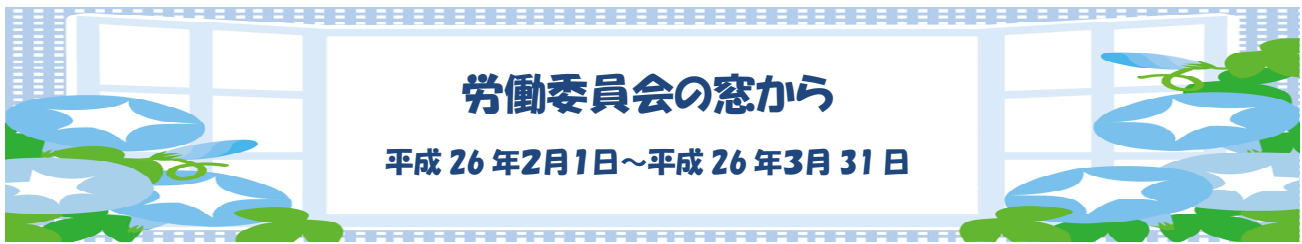
## 「若者応援企業宣言」をしませんか？

#### ●「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。なお、宣言をするには一定の基準がありますので、最寄りのハローワーク

#### ●「若者応援企業宣言」をするメリットは？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	茨城労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、ご活用ください。

- 審査事件**（労働組合又は労働者からの申し立てにより、不当労働行為に該当するか判定し、救済を図る制度）
  - ・・・ 当該期間中、3件が係属中です。

- 調整事件**（労働組合又は労働者と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
  - ・・・ 当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。
  - また、当該期間中に1件の係属事件が終結しました。

終結事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株)N争議	教育、学習支援業	H25.12.9 労働組合	組合員の労働条件の不利益変更の撤回	平成26年2月12日、あっせん員協議のうえ、労使各あっせん員が個別折衝を行ったが、当事者双方の合意形成が困難となったことから、あっせん打ち切りとして終結。

- 個別あっせん事件**（労働組合に加入していない方等と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
  - ・・・ 当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。

- お知らせ** ・・・ あっせん員候補者を平成26年4月28日付けで公示しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
小泉尚義	平成9年11月20日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
山本圭子	平成22年12月1日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
石濱孝	平成24年12月3日	茨城県労働委員会公益委員
大場敏彦	平成24年12月3日	流通経済大学法学部教授 茨城県労働委員会公益委員
木島千華夫	平成24年12月3日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
和田浩美	平成24年12月3日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
宮永義和	平成19年9月20日	NTT労働組合東関東総支部事務局長 茨城県労働委員会労働者委員

高野 富二男	平成20年12月1日	公益財団法人日本教育公務員弘済会茨城支部副支部長 茨城県労働委員会労働者委員
佐藤 博文	平成22年12月1日	U A ゼンセン茨城県支部長 茨城県労働委員会労働者委員
小野瀬 哲生	平成22年12月1日	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長 茨城県労働委員会労働者委員
内田 勉	平成18年12月1日	株式会社カスミ常勤監査役 茨城県労働委員会使用者委員
清水 賢一	平成22年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
安田 仁四	平成24年12月3日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
館岡 司	平成24年12月3日	株式会社日立製作所電力システム社グローバル人財本部 担当本部長兼日立事業所副事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
美濃部 正	平成24年12月3日	新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所労働・購買部長 茨城県労働委員会使用者委員
岩間 伸博	平成25年4月18日	茨城県労働委員会事務局長
高塚 和郎	平成25年4月18日	茨城県労働委員会事務局次長
芳賀 義文	平成23年4月21日	茨城県労働委員会事務局総務調整課長
佐川 聡	平成26年4月17日	茨城県労働委員会事務局審査課長

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

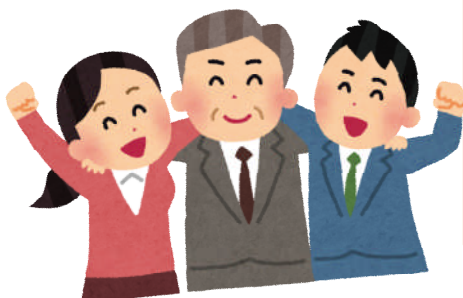
## 🌀 労働委員会用語講座 🌀

### ◆ 「あっせん」

「あっせん」とは、3名のあっせん員（公益委員、労働者委員、使用者委員）が労使双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探しながら、話し合いにより紛争が解決されるよう努める制度です。

県内に所在する事業所の労働者又は使用者が申請でき、秘密は厳守、費用は無料です。

なお、相手方があっせんを望まない場合や、当事者双方の意見の隔たりが大きく、歩み寄りが図れない場合は、必ずしも満足のいく解決とならないこともありますので予め御承知ください。



#### 【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

# 「いばらきステップアップオフィス」について

茨城県では、知的障害者の採用が少ない事務の分野において、率先して障害者を雇用し公的雇用とその職域を拡大するため、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所(A型)として「いばらきステップアップオフィス」を平成22年4月1日から県庁障害福祉課内に設置しています。

この取り組みをモデルケースとして市町村や民間企業にPRするとともに、知的障害者が県庁での勤務経験を活かして民間企業等へ就職(ステップアップ)できるよう支援しています。

## ○ 業務内容

職業指導員等のもとで5人の知的障害者が、県庁内の各課から依頼される業務(パソコン入力、文書類の発送準備、書類の整理、ポスター折り込み、資料の袋詰め、イベントや会議の手伝いなどの事務補助)を中心に従事しています。

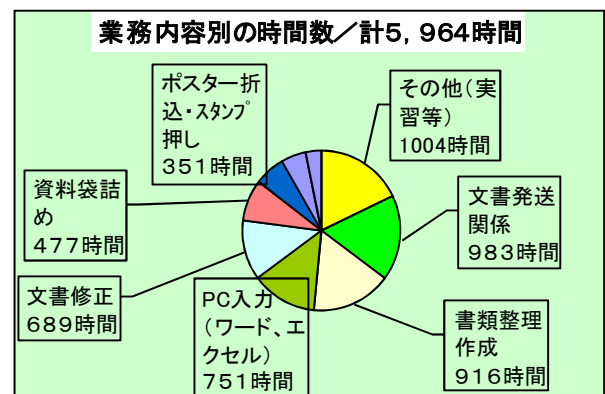
## ○ 民間企業への就職(ステップアップ)

オフィスからのステップアップ就職者は、民間企業へこれまで(平成26年4月1日現在)に計9名が就職(一般就労)を果たしております。／郵便事業会社・人材派遣会社・流通販売会社・JAグループ・建設機械メーカー・全国協会 など

【自席でPC入力をする職員／H26年3月】



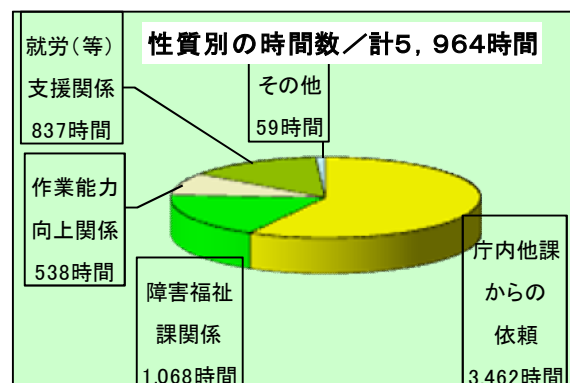
【業務内容ごとの時間数／5人計(H25年度)】



【依頼課で文書発送の準備をする職員】



【性質別の時間数／5人計(H25年度)】



「いばらきステップアップオフィス」に関するお問い合わせ先  
 茨城県保健福祉部障害福祉課 企画グループ:029-301-3357

## 仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について

### 仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一歩～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります（平成25・26年度資格者名簿分）。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

### 仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

#### ★支給金額及び支給人数★

支給金額 1人目：30万円、2人目：10万円（1事業主あたり 2人目まで）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせ下さい。

#### ◆ お問い合わせ・お申込み先

茨城県商工労働部労働政策課 労働・経済福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ [ワーク・ライフ・バランス関係はこちら↓]

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/wlb/wlbtop.html>



## 子育てママ再就職支援事業について

茨城県は、出産や子育てのために離職した女性の再就職を支援します。県内各地の就職支援センターでキャリアアカウンセラーのカウンセリングを受け、再就職のため職業訓練が必要であると認められた方に対し、職業訓練講座にかかる費用の2分の1を、10万円を限度に県が補助します。

補助の対象となる方は、茨城県に住む女性で、出産・子育てのため離職して現在無職であり、再就職を希望されている方です。なお、雇用保険を受給中の方は、補助の対象となりませんので御注意下さい。



### 【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室 029-301-3645

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/mama/index.html>

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課  
5月号 第681号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
平成26年5月発行 TEL 029-301-3640  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>